

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2023年(令和5年) January 1月号

## 新年のごあいさつ



しだれ梅（薩摩川内市）

【写真提供：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
新年のごあいさつ 鹿児島県労働基準協会長.....	2
新年のごあいさつ 鹿児島労働局長.....	3
健康づくりのための睡眠について.....	4
女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました.....	5
労働時間の管理は適正ですか?.....	6
労務管理あれこれ ～労働時間で誤解しやすいケースについて～.....	7
高年齢者雇用安定法について.....	8

令和4年11月末速報値 業種別死傷災害発生状況.....	9
荷主の皆様へ ご存じですか? トラックドライバーの労働時間のルール.....	10
フォークリフトには多くの危険が潜んでいます!!.....	11
外国人在留支援センターからのご案内.....	12～13
令和4年度安全衛生教育促進運動のご案内.....	14
令和4年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内.....	15
令和5年2月の講習開催のご案内.....	16

### さくらじま

先日、民間機関の調査で、非英語圏における英語能力指数のランキングが発表された。我が日本は、得点こそ前年より伸びたものの、残念ながら順位は後退し、参加112か国中80位、英語能力レベル的には下から2番目の「低い能力」にランク付けされた。アジア諸国の中でもかなり低く、トップのシンガポールは全体でも2位で「非常に高い能力」であった。話は変わって、これもまた先日、第14次労働災害防止計画の案が公開された。「アウトプット指標」、「アウトカム指標」を始め、「DX」（「X」はどこから来てい

るのか?）、「メタバース」、「ウェルビーイング」、「プレゼンテーションズ」などのカタカナ表記が並んでいるが、語彙力に乏しい私はいちいち意味を調べなければ理解できない始末である。常識的な社会用語なのであろうが、1回調べただけでは、しばらく経つと忘れてしまう。（そういえば、経済用語も苦手だ。）心身に関することは子供の頃から反復経験して自分のものにしていれば、「昔取った杵柄」だと思っているが、若い頃努力を怠った自分を恥じつつ、ロートル（英語じゃないよ）も新年を迎え、スマホ片手に、せめて世間並みを目指したい。



# 新年のごあいさつ

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会  
会長 諏訪 健 彦

新年あけましておめでとうございます。

会員事業場の皆様におかれましては、すがすがしい新年をお迎えのことと存じます。

また、会員事業場の皆様には当協会の各種事業の推進につきましては格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

あわせまして、行政機関並びに関係団体の皆様から多大なるご指導を賜り感謝申し上げます。

さて、日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、経済活動に大きな影響をもたらした私たちの日常生活は大きく変化しました。

このような状況の中で本会の事業活動は、感染防止対策を講じながら、概ね計画どおり事業を行うことができました。特に働き方改革において、改正育児・介護休業法等の周知をはじめ過重労働解消キャンペーンの啓発活動を行いました。

労働災害防止活動に関しては、鹿児島労働局長が推進している労働災害「ピークアウト」に向けた緊急要請に取り組みました。

技能講習等の講習事業においては、年間講習実施計画に基づき、鹿児島教習所において各種運転技能講習及び作業主任者技能講習、安全衛生教育等を実施するなど資格者の充足に努めました。

また、令和2年7月に石綿障害予防規則の改正に伴い、石綿（アスベスト）による健康障害の予防対策の推進を図るための啓発活動、石綿作業主任者技能講習の受講機会を増やすなど対応を行いました。

健康診断事業につきましては、年間健診計画に基づきヘルスサポートセンター鹿児島において施設内健診をはじめ、各地の事業場を巡回するなど、きめ細かい健診を実施するとともに、県内市町村と連携し生活習慣予防健診等の充実を図っていくこととしています。

作業環境測定事業では、作業環境測定法に基づく有機溶剤、特定化学物質、粉じん、金属等各種の作業環境測定や電離放射線測定を行うとともに精度管理の向上に努めて参ります。

引き続き、県内各支部を通じて本事業のきめ細かい対応とより一層のサービス向上を図っていきたいと考えています。

新年を迎え、引き続き、講習事業や健康診断事業等を積極的に実施し、災害のない安心・安全で健康な職場づくりを推進していく所存でございます。

本年も、会員各位をはじめ、行政ご当局、関係機関の皆様の格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様のご健勝と事業の益々のご発展をご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 謹んで新春のご祝詞を申し上げます

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会

令和5年元旦



会 長	諏 訪 健 彦
副 会 長	大 桑 原 宏
副 会 長	下 小 野 田 洋 浩
鹿 児 島 支 部 長	塚 西 清 幸
川 内 支 部 長	松 吉 田 邦 義
鹿 屋 支 部 長	大 島 牧 本
加 治 木 支 部 長	種 子 島 支 部 長
加 世 田 支 部 長	
志 布 志 支 部 長	
大 島 支 部 長	
種 子 島 支 部 長	
専 務 理 事	





# 新年のごあいさつ

鹿児島労働局  
局長 中 所 照 仁

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心よりお祝い申し上げます。

また、公益社団法人鹿児島県労働基準協会におかれましては、労働安全衛生法に基づく各種技能講習の実施や労働災害防止のための教育・研修の開催など年間を通じて幅広い活動にお取り組みいただいていることに敬意を表します。

さて、本県の雇用情勢については、従来から人手不足である業種からの求人に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた業種の求人も回復傾向にあるものの、感染状況に影響を受けやすいことに加え、原材料価格の上昇や円安が与える影響など、先行きは依然として不透明な状況となっています。

このような状況の中、労働局においては、総合労働行政機関としての役割を果たすべく、次のとおりの各種施策を展開しているところです。

第一に、人への投資の強化と労働移動の円滑化、多様な働き方の推進です。

まず、企業間・産業間の労働移動の円滑化に重点を置いた企業支援に取り組むとともに、労働者のリスクリングの支援等を実施してまいります。

また、いわゆる就職氷河期世代のほか、女性、非正規労働者、高齢者、障害者、外国人労働者など、多様な人材が活躍できる社会の構築に向けて、関係機関との連携による各種支援制度の普及啓発や就職支援等に取り組んでまいります。

第二に、働き方改革のさらなる推進です。

特に、派遣労働者を含めた非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差の禁止規定の遵守の徹底、男性の育児休業取得促進・女性の活躍推進、及びパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育休等に関するハラスメントなど各種ハラスメントの防止対策の徹底に努め、より良い雇用・労働環境の実現が図られるよう、引き続き法の周知及び中小・小規模事業者支援対策の実施に努めてまいります。

また、本年4月からの月60時間を超える時間外労働の5割以上の割増賃金率の中小企業への適用、適用が猶予されている事業・業務への時間外労働の上限規制の来年4月の適用に向け、対象事業場への周知・支援を実施してまいります。

第三に、働く方の労働条件や健康と安全の確保です。

過労死をなくし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けて、長時間労働の解消、法定労働条件の履行確保、安心・安全な職場環境の形成のため、引き続き、労働条件の確保・改善に努めてまいります。

昨年10月に改正された鹿児島県最低賃金（時間額853円）については、貴協会を始めとする関係団体や自治体とも連携を図り広報に取り組みつつ、遵守状況の調査にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、労働安全衛生については、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止計画に基づき、労働災害防止対策や心身の健康確保・新たな化学物質規制や石綿ばく露対策などの職業性疾病対策や治療と仕事の両立支援等にも積極的に取り組んでまいります。

第四に、労働保険料の適正徴収です。

労働保険制度は、働く方のセーフティネットとしての各種施策を推進する財政基盤であり、健全な運営、公平な費用負担及び労働者の福祉向上等の観点から、適正な保険料の申告・納付が行われるよう周知・広報に努めるとともに、未手続事業の一掃対策に引き続き取り組んでまいります。

また、電子申請の利便性を活用していただけるよう、年度更新手続等における電子申請の利用促進及び労働保険料の口座振替制度の利用についても周知を図ってまいります。

新年においても、労働局としては、総合労働行政機関として、「働き方改革」を始めとした各種の施策に積極的に取り組む所存でございます。

こうした施策の実効ある推進のためには、関係団体との連携が不可欠であり、とりわけ労働環境の整備推進に大きな役割を果たされている貴協会とはより一層の協力関係を維持、発展させていかなければならないと考えておりますので、本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

令和5年元旦

## 謹んで新年のお慶びを申し上げます

令和5年元旦



### 鹿児島労働局

局 長	中所 照仁
総 務 部 部 長	熊田 知俊
総務課長	樺木 勝
労働保険徴収室長	池濱 輝生
雇用環境・均等室 室 長	石田 裕子
労働基準部 部 長	中村 健吾
監督課長	篠田 雅史
賃金室長	勝田 清人
健康安全課長	西野 健二
労災補償課長	村川雄一郎
職業安定部 部 長	佐藤 裕
職業安定課長	松山 和幸
需給調整事業室長	末吉 淳一
職業対策課長	徳元 秀明
訓練室長	廣瀬 和泰

鹿児島労働基準監督署 署長	上園 敏朗
川内労働基準監督署 署長	古川 光之
鹿屋労働基準監督署 署長	田代 義広
加治木労働基準監督署 署長	秋山 芳徳
名瀬労働基準監督署 署長	渡邊 光広



## 「健康づくりのための睡眠について」

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員  
前 田 雅 人

ヒトはどの程度睡眠をとればよいのでしょうか。成人の睡眠時間について「健康づくりのための睡眠指針2014」（厚生労働省健康局）では、6時間以上8時間未満が標準的と述べています。また加齢に伴い睡眠時間は徐々に減少し、25歳で約7時間、45歳では約6.5時間、65歳になると約6時間と、20年ごとに30分ぐらいの割合で減っていくそうです。ただし個人差があり、自分の睡眠時間が足りているかどうかを知るためには、日中の眠気の程度に注意すると良いようです。睡眠時間が短いと日中の眠気が注意散漫をまねき事故につながることは過去の数々の事例から明らかですし、一方、長く睡眠を取ったからといって、健康になるわけではなく、却って生活のリズムを崩すこととなります。睡眠不足だからといって「寝だめ」することは勧めません。

「健康づくりのための睡眠指針2014」では以下の睡眠12箇条を示しています。大切なポイントも追記していますので、ぜひ参考にしてください。

1. 良い睡眠で、からだも心も健康に。
2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめぎめのメリハリを。

この項のなかで、①適度な運動の習慣づけは、入眠促進、中途覚醒の減少につながることで、②朝食は朝の目覚めを促すことで、③就寝前にリラックスすることが大切であること、を述べている一方で、控えたほうが良いこととして、①就寝直前の激しい運動や夜食の摂取、②就寝前の飲酒（睡眠薬代わりに寝酒を飲む習慣を持っている人は飲酒量が増えていきやすい、またアルコールは入眠を一時的に促進するが、中途覚醒が増えて、熟睡感が得られない）、③就寝前の喫煙、④就寝前3～4時間以内のカフェイン摂取（コーヒー、緑茶、紅茶、ココア、栄養・健康ドリンク剤などは入眠を妨げ、睡眠を浅くする可能性や利尿作用があり、夜中に尿意で目が覚める原因になる）、などを挙げています。

3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。

4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。

睡眠不足で日中が眠たい場合には、眠気対策として午後の早い時刻に30分以内の短い昼寝をすることが、作業能率の改善に効果的であると述べています。

6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。

例えば、寝室や寝床の中の温度が低過ぎると手足の血管が収縮して、体温を保とうとしますし、逆に温度や湿度が高いと発汗による体温調節がうまくいかずに、皮膚から熱が逃げていかなくなるので、結果的に、身体内部の温度が効率的に下がっていかず、寝つきが悪くなるようです。心地よいと感じられる程度の温度や湿度の調整が大切です。

7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
8. 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
10. 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。

眠たくないのに無理に眠ろうとすると、かえって緊張を高め、眠りへの移行を妨げるので、自分にあった方法で心身ともにリラックスして、眠くなってから寝床に就くようにすることが重要とのこと。

11. いつもと違う睡眠には、要注意。
12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

睡眠障害の中には、①睡眠時無呼吸症候群（睡眠中の激しいいびきなど）、②レストレスレッグス症候群（就寝時の足のむずむず感や熱感など）、③周期性四肢運動障害（睡眠中の手足のぴくつきなど）、④うつ病（寝つきが悪く、早朝に目が覚める、熟睡感がないなど）、などの病気が隠れている場合があるので早めに医師等に相談することが大切です。

2022(令和4)年  
7月8日施行

## 女性活躍推進法に関する制度改正のお知らせ 女性の活躍に関する「情報公表」が変わりました

厚生労働省令が改正され、女性の活躍に関する情報公表項目に「**男女賃金の差異**」が追加されました。

### 労働者数が101人以上300人以下の事業主の皆さま

下記16項目から任意の**1項目以上の情報を公表し、毎年、更新**していただく必要があります。

#### 「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績
- ⑨男女の賃金の差異 **\*新設**

#### 「職業生活と家庭生活との両立」

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

### 労働者数が301人以上の事業主の皆さま

以下のA～Cの3項目の情報を公表し、**毎年、更新**していただく必要があります。

●女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

**A**：以下の8項目から**1項目選択** + **B**：⑨**男女の賃金の差異（必須）\*新設**

●職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

**C**：以下の7項目から**1項目選択**

（男女の賃金の差異に係る初回の公表について）

今年7月8日の施行に伴い、初回「男女賃金の差異」の情報公表は、**施行後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に実施**してください。

#### 「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

以下の①～⑧の8項目から**1項目選択**

+  
⑨の項目 **（必須）\*新設**

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ②男女別の採用における競争倍率
- ③労働者に占める女性労働者の割合
- ④係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ⑤管理職に占める女性労働者の割合
- ⑥役員に占める女性の割合
- ⑦男女別の職種または雇用形態の転換実績
- ⑧男女別の再雇用または中途採用の実績

**⑨男女の賃金  
の差異  
（必須）  
\*新設**



#### 「職業生活と家庭生活との両立」

以下の7項目から**1項目選択**

※従来どおり

- ①男女の平均継続勤務年数の差異
- ②10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ③男女別の育児休業取得率
- ④労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間
- ⑥有給休暇取得率
- ⑦雇用管理区分ごとの有休休暇取得率

・「男女の賃金の差異」は、男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示します。

・「全労働者」「正規雇用労働者」「非正規雇用労働者」の区分での公表が必要です。

■情報公表の際は、厚生労働省が運営する「**女性の活躍推進企業データベース**」をご活用ください。

URL：<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

■「男女の賃金の差異」の情報公表に関する詳細を含め、女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ウェブサイト（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000091025.html>



厚生労働省

鹿児島労働局

雇用環境・均等室  
099-223-8239

# 労働時間の管理は適正ですか？

鹿児島労働局監督課

内勤のデスクワーク、外勤の営業職、店舗での接客業務、派遣先での勤務、建設工事現場で元請・下請が混在する中での勤務など、働き方は様々です。

職場では、働き方に合わせた労働時間管理が行われていますか？

一例を使って、留意点を説明します。



## 運送事業者のダンプトラック運転者が、建設工事現場（以下「現場」といいます。）で土砂の運搬に従事するケース

- 始業時刻は、現場ではなく、運送事業者（車庫）での作業開始時刻です。（一般的には、点呼、点検等を始めた時刻です。）
- 終業時刻も同様に、現場ではなく運送事業者（車庫）での作業終了時刻です。（一般的には、車庫に停車し、洗車・点検・片付け等の作業を終了した時点の時刻です。）
- 始業・終業時刻の把握方法は、「自己申告によらざるを得ない場合」ではないため、使用者の現認によるか、原則的なタイムカード等による把握が必要です。
- 運行の都合上、所定の休憩時間帯に休憩が取得できない場合、休憩時間帯をスライドさせる等により取得させる必要があります。
- 休憩時間を適正に取得できているか、乗務記録や日報で管理する必要があります。
- 荷主（運搬の業務の発注者、一般的には工事の元請業者）は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければなりません（貨物自動車運送事業法）。（休憩を取得できるよう、車両の駐車場所を確保することなどの配慮が考えられます。）

### 【参 考】

#### 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（概要）

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること
- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
  - (1) 原則的な方法
    - 使用者が、自ら現認することにより確認すること
    - タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
  - (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
    - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
    - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
    - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること。

#### 労働基準法第34条

使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

# 労務管理あれこれ

## （労働時間で誤解しやすいケースについて）

鹿児島労働局監督課

### 1日の労働時間は実際の出勤時間から起算します

（Q）当社は午前9時から午後6時まで（正午から午後1時まで休憩時間）を勤務時間としていますが、掃除当番にあたるものを交代で午前8時に出勤させています。この場合、「早出残業」として午前8時から9時までを時間外労働として考えればよいでしょうか。

（A）1日の労働時間は、定められた就業時間にかかわらず、実際に出勤した時間から起算します。御社の例ですと、午前8時に早出出勤した従業員については午後5時以降を時間外労働として取り扱うことになります。

なお、遅刻により午前10時に出勤した場合は、午後7時までには時間外労働になりませんので、時間外手当を支払う必要はありません。

### 残業手当の一律支給は要注意

（Q）残業手当の計算が面倒なので、実際の残業時間にかかわらず「業務手当」として一律で支給することは可能ですか。

（A）一律支給する場合には、業務手当が残業手当の定額払いであることを就業規則等に明記することが必要で

す。また、実際の残業時間から計算した時間外手当より「業務手当」が低い場合はその不足額も合わせて（つまり、実際に計算した時間外手当全額を）支払わなければなりません。なお、実際の残業手当と業務手当との過不足を翌月に繰り越して相殺することはできません。

### 労働時間の端数切り捨てはできません

（Q）タイムカードを使い、1分単位で労働時間の記録を行っていますが、毎日の勤務時間を1分単位で集計するのは大変なので、15分未満で切り捨て、15分以上を30分に切り上げて計算することは可能ですか。

（A）1日の労働時間の集計に当たり、端数を切り上げることは問題ありませんが、切り捨てることはできません。ただし、1か月の労働時間を通算して30分未満の端数が出た場合には切り捨て、30分以上の端数を1時間に切り上げて計算することは認められています。

また、割増賃金の計算過程で●1時間当たりの賃金額および割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、●1か月間の時間外労働、休日労働、深夜労働について、それぞれの割増賃金に1円未満の端数を生じた場合は、就業規則等に定めたとうえで「50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる」ことができます。

## 《割増賃金の算定基礎となる1時間あたりの賃金を計算しましょう》

●月給制の場合も1時間当たりの賃金に換算してから計算します。

月給 ÷ 1年間ににおける1か月平均所定労働時間

（家族手当・扶養手当・子女教育手当、通勤手当、別居手当・単身赴任手当、住宅手当、臨時の手当は含まれません。）

\*一律支給の場合は月給に含めます。）

例 基本給235,000円、精皆勤手当8,000円、家族手当20,000円、通勤手当15,000円

年間所定休日122日、1日の所定労働時間8時間

1年間ににおける1か月平均所定労働時間 = (365日 - 122日) × 8時間 ÷ 12か月 = 162時間

1時間当たりの賃金 = 243,000円（基本給 + 精皆勤手当） ÷ 162時間 = 1,500円

※ 2023年4月1日から中小企業も月60時間超の残業割増賃金率が50%となります（60時間以下は25%）。

## 高齢者雇用安定法について

鹿児島労働局職業対策課

高齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

令和3年4月1日から改正高齢者雇用安定法が施行され、これまでの65歳までの雇用確保措置（義務）に加え、70歳までの就業機会確保措置が事業主の努力義務とされました。

**【65歳未満の定年禁止】**（高齢者雇用安定法第8条） 事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。

**【65歳までの雇用確保措置（義務）】**（高齢者雇用安定法第9条）

・定年を65歳未満に定めている事業主は、①～③のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

①65歳までの定年引上げ ②定年制の廃止 ③65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

**【70歳までの就業確保措置（努力義務）】**（高齢者雇用安定法第10条の2）

・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主又は継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講ずるよう努める必要があります。

①70歳までの定年引上げ ②定年制の廃止 ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤70歳まで継続的に社会貢献事業等に従事できる制度の導入

★ 70歳までの就業確保措置は努力義務ではございますが、法令の主旨をご理解いただき、積極的な対応をお願いいたします。

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年10月分】

県内有効求人倍率 1.35倍（前月比0.01P減）

全国平均有効求人倍率 1.35倍（前月比0.01P増）

県内正社員有効求人倍率 1.16倍（前年同月比0.07P増）

全国正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月比0.13P増）

※ 鹿児島の雇用失業情勢は、求人数は高水準が続いているものの、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や原材料の高騰、円安などが、雇用に与える影響も懸念されることから、引き続き、今後の動向を注視してまいります。

また、雇用維持施策として、引き続き、在籍型出向支援や人材育成の取り組み強化とした職業訓練による学び直しの推進など各種施策の展開に取り組んでまいります。

## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

**【トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）】**

トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）とは、適性や能力を見極めてから無期雇用へ移行することを目的に、就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して支給するものです。

※令和4年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を以下のとおり増額します。

〈増額後の支給額（月額）〉 **最大5万円**（通常の場合は最大4万円）

※1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は短時間となり最大3.12万円（通常の場合は最大2.5万円）となります。

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。



令和4年11月末（速報値） 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

	令和4年		令和3年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	3,730	9	1,886	20	1,844	-11
1 製造業	339	0	321	2	18	-2
1 食料品製造業	193		173		20	
4 木材・木製品製造業	20		24		-4	
9 窯業土石製品製造業	17		16		1	
11～12 金属製品製造業	20		20			
13～15 機械機具製造業	26		36	1	-10	-1
上記以外の製造業	63		52	1	11	-1
2 鉱業	6	0	2	1	4	-1
3 建設業	264	3	259	5	5	-2
1 土木工事業	108	1	101	3	7	-2
2 建築工事業	122	1	113		9	1
3 その他の建設業	34	1	45	2	-11	-1
4 運輸交通業	176	1	195	2	-19	-1
1 鉄道・航空機業	3		9		-6	
2 道路旅客運送業	6		17		-11	
3 道路貨物運送業	166	1	167	2	-1	-1
4 その他の運輸交通業	1		2		-1	
5 貨物取扱業	23	0	11	0	12	0
1 陸上貨物取扱業	6		3		3	
2 港湾運送業	17		8		9	
6 農林業	91	2	84	4	7	-2
1 農業	43		39	1	4	-1
2 林業	48	2	45	3	3	-1
7 畜産・水産業	105	1	94	1	11	0
8 商業	307	2	232	2	75	0
1 卸売業	42	1	30	2	12	-1
2 小売業	232		182		50	
3 理美容業	3		4		-1	
4 その他の商業	30	1	16		14	1
9 金融・広告業	13	0	16	0	-3	0
11 通信業	25	0	18	0	7	0
12 教育・研究業	28	0	28	0	0	0
13 保健衛生業	2,127	0	396	0	1,731	0
1 医療保健業	1,170		185		985	
2 社会福祉施設	945		204		741	
3 その他の保健衛生業	12		7		5	
14 接客娯楽業	86	0	102	0	-16	0
1 旅館業	22		20		2	
2 飲食店	46		52		-6	
3 その他の接客娯楽業	18		30		-12	
上記以外の事業	140	0	128	3	12	-3
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	68		72	3	-4	-3
16 官公署	2		0		2	
17 その他の事業	70		56		14	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	172	1	170	2	2	-1
第三次産業（8～17）	2,726	2	920	5	1,806	-3

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

令和4年度  
年末年始無災害運動 展開中

実施期間 令和4年12月1日～令和5年1月15日

主 唱 中央労働災害防止協会

待ってます 元気なあなた 明るく迎える年末年始

～働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう運動を展開しましょう～

※詳細は、中災防ホームページをご覧ください。

# 荷主の皆様へ ご存じですか？トラックドライバーの労働時間のルール

鹿児島労働局監督課

## 時間外労働の上限規制と改善基準告示（トラック）

平成30年に労働基準法が改正され、新たに時間外・休日労働の上限が設けられました。自動車運転者についても、令和6年4月以降、時間外労働の上限時間が適用されることとなります。また、過労死等の防止の観点から改善基準告示の見直しが予定されています。

時間外労働の上限規制 (労働基準法)		現行の改善基準告示 (トラック)		審議会報告案 (トラック)
一般則	自動車運転業務 (2024.4~)	時間外労働が可能な時間 (※)	拘束時間	拘束時間
限度 45H	限度 45H	原則 98H (含:休日労働)	原則 293H	原則 284H
月平均 80H (含:休日労働) 単月 100H (含:休日労働)	-	特例 125H (含:休日労働)	特例 320H (年6月以内)	特例 310H (年6月以内)
限度 360H	限度 360H	1,176H (含:休日労働)	3,516H	3,300H
上限 720H	上限 960H			

※ 所定労働時間8時間、休憩1時間と仮定して試算

2,080 (労働時間) + 260 (休憩時間) = 2,340 時間 (年)、2,340 ÷ 12=195 時間 (月) として、この数値との差を「時間外労働が可能な時間」として算出したものです。実際に時間外・休日労働が可能となる時間は、休憩時間や所定労働時間の設定、暦の巡り合わせ等により大きく異なります。

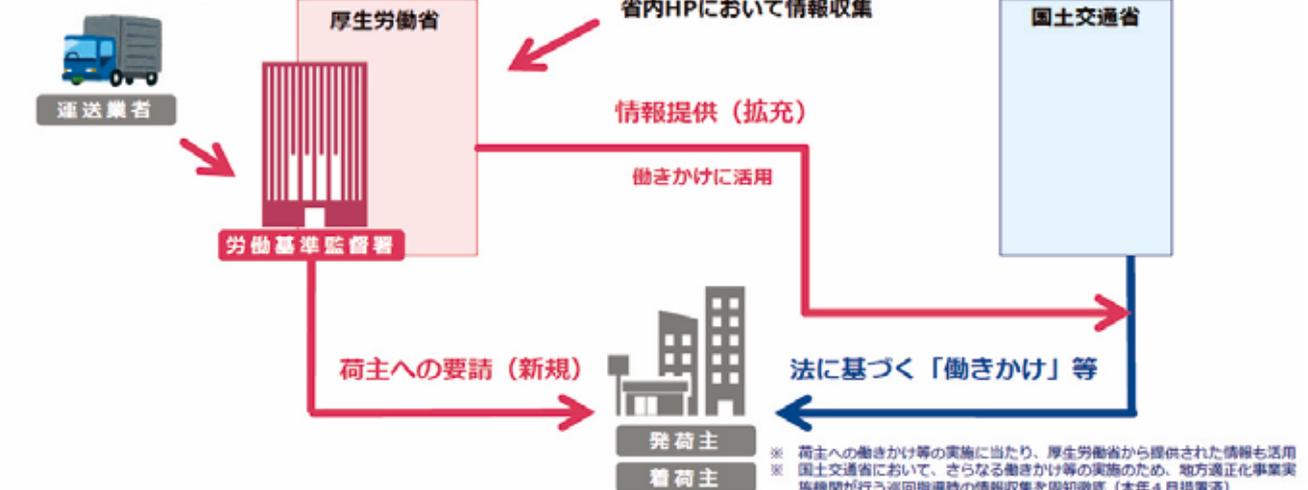
## 労働基準監督署による荷主への要請について

改善基準告示の改正後、速やかに、発着荷主等に対し、恒常的な長時間の荷待ちを発生させないこと等について、労働基準監督署による「要請」を実施することとしています。

### 労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供**

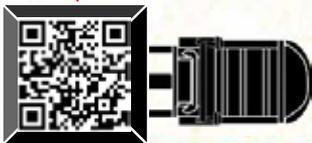
### 立入調査時に情報収集



# フォークリフトには多くの危険が潜んでいます!!



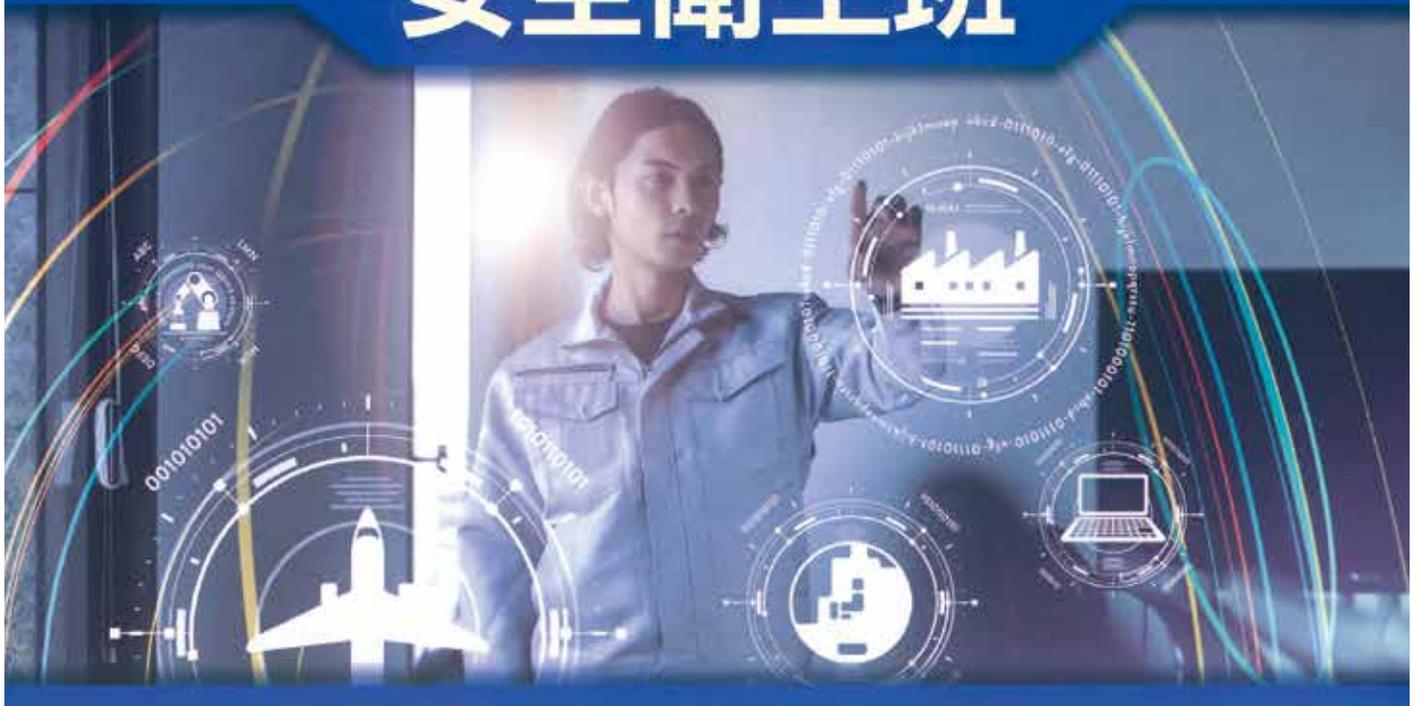
全国の労働災害事例



## 今年鹿児島県内でフォークリフトによる死亡災害が連続して2件発生しています

発生月	業種	被災時の職種	年齢	事故の型	概況
10月	倉庫業	フォークリフト運転者	67	激突	被災者が、フォークリフト荷役作業中、焼耐用の芋が入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトを後退させたところ、後方に停車されていた無人でフォークが上がった状態のフォークリフトに気づかないまま後ろ向きに激突し、死亡したもの。
10月	畜産業	フォークリフト運転者	55	激突され	被災者がフォークリフトを運転し、子牛運搬用鉄柵にフォークリフトのフォークを差し込もうとしていた際に、フォークリフトからエンジンを切らずに離席し、フォークリフトの前方に移動していたところ、無人のまま動き出したフォークリフトに激突され、子牛運搬用鉄柵との間に挟まれ死亡したもの。

# FRESC / フレスク 安全衛生班



- ✓ 外国人労働者の労働災害(労災)が増加しています ← 休業4日以上死傷者数がこの10年で**3.7倍**
- ✓ 労災を発生させると 企業は責任を追及され、信用低下につながり、外国人雇用ができなくなる場合があります
- ✓ 言葉の壁や文化の違いに配慮した安全衛生管理がポイントです

令和2年 4,682人  
平成22年 1,265人  
データ出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

たとえば…



がいこくじんざいりゅうしえんせんたー フレスク **安全衛生班**では、  
がいこくじんろうどうしゃ こよう じぎょうしゃ  
外国人労働者や雇用する事業者のみなさまの  
ぎもん こま かいけつ お じょげん え  
疑問や困りごとの解決に向けた助言が得られます



でんわ そうだん  
電話相談  
おすすめ!



まどぐち そうだん  
窓口相談



めーる そうだん  
メール相談



おんらいん そうだん  
オンライン相談



ほうもん そうだん  
訪問相談  
全国どこでも



費用  
むりよう  
無料



詳しくはホームページをご覧ください <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



がいこくじんざいりゅうしえんせんたー  
外国人在留支援センター  
Foreign Residents Support Center  
FRESC / フレスク  
**安全衛生班**  
あんぜんえいせいはん

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号  
四谷タワー 13階  
東京労働局 外国人特別相談・支援室内  
TEL **0120-816703**

厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業

# 外国人在留支援センター(FRESC) フレスク 安全衛生班

外国労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人在留支援センター内に開設しています。安全衛生班では、外国労働者や雇用する事業者のみならず安全衛生管理に関する疑問や困りごとにお応えします。

## 外国人労働者の

**確実な**

—ご相談の多い内容から抜粋—

### 労働災害防止・健康確保対策のポイントの一例

- 外国語対応可能な教習機関を把握しておく
- 安全衛生教育が理解できるよう配慮する
- 「やさしい日本語」を使ってコミュニケーションをとる
- 外国人労働者を安全衛生活動 (KYT、5S等) に参加させる

- 安全衛生教育に母国語教材を使用する
- 理解できる安全標識を使用する
- 「健康診断を確実に」行う
- 母国語で受診できる医療機関を把握しておく



こちらもご参考に：「外国人労働者安全衛生管理の手引き」  
[https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub\\_menu05](https://www.toukiren.or.jp/fresc/#sub_menu05)



お気軽にご相談ください！

「(上記ポイントを)もう少し具体的に知りたい」

「些細なことだけど気になっていること」等 遠慮なくご相談ください。

**「安全衛生班」の労働安全衛生の専門家がお応えします！**

費用は  
無料  
です

相談対応  
日時

平日 午前9時～午後5時  
土曜、日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く

電話相談

フリーダイヤル **0120-816703**

窓口相談

〒160-0004  
東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー 13階  
外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)  
東京労働局 外国人特別相談・支援室内



JR・東京メトロ「四ツ谷」駅徒歩1～3分

通訳者 (英語または中国語) を配置しています。対応日は電話でご確認ください。

メール  
オンライン  
訪問  
相談

- メールでの相談
- オンラインでの相談
- 事業場への訪問

詳しくはホームページをご覧ください  
<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



●メール相談申込フォーム ●オンライン相談申込フォーム ●訪問支援申込フォームからお申し込みください

厚生労働省委託事業 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 (東基連)

令和4年度 2022年12月1日 ▶ 2023年4月30日

# 安全衛生教育促進運動

## 事業主の皆さん！

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



令和5年4月1日より職長等教育の対象業種に  
食品製造業※、新聞業、出版業、製本業  
および印刷物加工業が追加！  
職長は現場の安全衛生管理のキーパーソン  
です。新たに職長となる従業員に対して  
職長等教育の実施が義務化されます。

※食品製造業のうち「うまみ調味料製造業及び  
動物油脂製造業」は従来から職長教育の対象  
です。

## 正しい知識で 職場を安全・健康に！

労働災害を防止するためには、雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、安全推進者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育、情報機器作業従事者・管理者に対する労働衛生教育、職長等を含めた安全衛生業務従事者に対する能力向上教育などを推進することが大変重要となります。

年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など教育・研修の対象が増えることを踏まえ、事業場に必要教育・研修について改めて確認し、早い時期から計画的に準備を進めて着実に実施しましょう。

※新型コロナウイルス感染症の拡大を防止しながら、職場の安全と健康を守る取り組みを進めることが求められています。教育に際しては、適切な感染予防対策を講じましょう。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

# 令和4年度鹿児島県労働災害防止研修会のご案内

主催 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
後援 厚生労働省 鹿児島労働局

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、労働災害の防止は不可欠です。

鹿児島労働局においては、第13次労働災害防止計画を策定し死傷者数を削減する目標を掲げていますが、鹿児島県内での労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成元年以降増加傾向が続いており、特に令和3年は、2,256人と大幅に増加し、直ちに対策を講じなければならない危機的な状況となっています。

このような状況に鑑み、当協会では、労働災害防止に向けて下記により研修会を開催することに致しました。経営者や企業・団体等の安全衛生担当者の皆様には是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

## 記

**期 日** **令和5年2月24日**（金） 開会：13時30分 閉会：16時00分予定  
【開場・受付は、12時45分からです。】

**会 場** 鹿児島県歴史・美術センター黎明館 講堂  
鹿児島市城山町7-2（電話099-222-5100） ※専用駐車場有ります。

**講演内容** 講演Ⅰ 「**最近の安全衛生行政について**」（13：35～約40分間）  
講師 鹿児島労働局 労働基準部健康安全課  
課長 西野 健二 氏  
講演Ⅱ 「**災害発生の背景にあるもの**」（14：25～約90分間）  
～4Mによる災害分析～  
講師 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター  
副所長 安全管理士 土屋 幸一 氏

**参加費** **無料**（先着順で定員150名になり次第締め切らせていただきます。）

**申込方法** 下記申込書により**令和5年2月10日**（金）までにFAXでお申込み下さい。  
受付後、FAXにて返信致します。  
（公社）鹿児島県労働基準協会 鹿児島市新屋敷町16-16  
**TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622**

**FAX 099-(226) 3622**

下記のとおり申込みます。

## 令和4年度労働災害防止研修会参加申込書

事業場名			
所在地	〒		電話番号 ( )
			FAX番号 ( )
参加者氏名 受付番号は協会使用	受付番号		受付番号
	受付番号		受付番号

※ご記入頂いた個人情報については、当協会が責任を持って管理致します。

令和5年2月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分 (鹿児島市七ツ島1-6-2)		問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622 鹿児島基準協会 検索		
講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 2/6～2/10	1/10～1/13	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後、3ヶ月以上の従事経験者
	【科目免除者】 2/6～2/7		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円	
玉 掛 け	2/6～2/8	1/10～1/13	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円 【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	2/15～2/17	1/16～1/20	会員 18,910円 一般 19,910円	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転	2/20～2/21	1/23～1/27	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
有機溶剤作業主任者	2/21～2/22	1/23～1/27	会員 13,080円 一般 14,080円	※会場がオロシティーホールとなります。
車両系建設機械運転 (解体用)	2/24	1/23～1/27	会員 18,030円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械運転（整地等）技能講習修了者
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 2/27～3/3	1/30～2/3	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 2/27～2/28		【科目免除者】 会員 20,450円 一般 21,450円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
床上操作式クレーン運転	2/27～3/1	1/30～2/3	【全科目者】 会員 29,280円 一般 30,280円 【科目免除者】 会員 27,080円 一般 28,080円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
教習 移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) 【実技免除】	2/13～2/18	1/16～1/20	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特別教育 その他 研削といしの取替え等 (自由研削用)	2/24	1/23～1/27	会員 11,220円 一般 12,320円	
安全衛生推進者	2/13～2/14	1/16～1/20	会員 12,530円 一般 13,530円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。か、案内書をお取り寄せください。  
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止又は延期する場合があります。予めご了承下さい。

令和4年度 2022年12月1日～2023年4月30日

**安全衛生教育促進運動**

**「正しい知識で 職場を安全・健康に！」**

～年度初めに向けて安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう～

主唱 中央労働災害防止協会